

山梨県公報

第二千百十九号

平成二十三年

三月十四日

月 曜 日

目次

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	一八五
保安林の指定の解除の予定	一八五
土地改良事業の施行認可	一八五
土地改良事業計画の適当決定	一八五
道路の区域変更	一八六
道路の供用開始	一八六
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	一八六
建築基準法に基づく道路位置指定	一九五
公告	
開発行為に関する工事の完了について(二件)	一九五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一九六
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	一九七

告示

山梨県告示第九十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十三年三月十四日

山梨県総合県税事務所長 芦 沢 幸 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社南湖屋商店	山梨県西八代郡市川三郷町上野二 三七一番地	平成二十三年二月二十八 日

山梨県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町下田原字一枚山八七の二、字廣反歩一三三九の二、一三四〇、一三四九の一、一三五〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

山梨県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、西八代郡市川三郷町鴨狩津向二八八番地宮澤正樹ほか十四名から申請のあった土地改良事業(下木戸土地改良事業共同施行)の施行について、平成二十三年三月七日に認可した。

平成二十三年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、大月市大月二丁目六番二十号大月市長石井由己雄ほか十二名から申請があった土地改良事業(山谷土地改良事業共同施行)の施行について適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

規約の写し

二 縦覧期間

平成二十三年三月十五日から同年四月十二日まで

- 三 縦覧場所
大月市役所
- 四 異議申出期間
平成二十三年四月十三日から同年四月二十七日まで

山梨県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の二地先から 甲州市大和町木賊字棚沢七〇五番の二三地先まで	一四・三丁 四一・九	一四・三丁 三三・六		二四・〇

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	野原線	四日市場上 番の三地先から 都留市井倉字みとふし二七二番 地先まで	一六八・八 平成二十三 年三月二十 七日

山梨県告示第百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
甲州市	一之瀬	急傾斜地の崩壊	
	一之瀬の2 1	急傾斜地の崩壊	
	一之瀬の2 2	急傾斜地の崩壊	
	一之瀬の2 3	急傾斜地の崩壊	
	一之瀬の4	急傾斜地の崩壊	
	高橋	急傾斜地の崩壊	
	落合	急傾斜地の崩壊	
	落合の2	急傾斜地の崩壊	

落合南沢 2	落合南沢 1	一之瀬の3	落合の3	落合の2 2	落合の2 1	落合	藤尾の2	藤尾	高橋の4	高橋の3	高橋の2	高橋	二之瀬の3	二之瀬の2 2	二之瀬の2 1	二之瀬	一之瀬の2	一之瀬
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

市町村名	二 土砂災害特別警戒区域																
	土砂災害特別警戒区域の名称	大山石沢	二之瀬川 2	二之瀬川 1	三之瀬東沢	三之瀬西沢	一之瀬川	シンヤ沢	大霜沢	大雪沢	犬切沢	高橋川 3	高橋川 2	高橋川 1	八ヒロ沢	御屋敷沢	雲陰沢
現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ																	

															甲州市		
高橋 の 4	高橋 の 3	高橋 の 2	高橋	二之瀬 の 3	二之瀬 の 2 2	二之瀬 の 2 1	二之瀬	一之瀬 の 2	一之瀬	落合の 2	落合	高橋	一之瀬の 4	一之瀬の 2 3	一之瀬の 2 2	一之瀬の 2 1	一之瀬
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり (図面省略)																	
れる衝撃に関する事項																	

シンヤ沢	大霜沢	大雪沢	犬切沢	高橋川 3	高橋川 2	高橋川 1	八ピロ沢	御屋敷沢	雲陰沢	落合南沢 2	落合南沢 1	一之瀬の 3	落合 の 3	落合 の 2 2	落合 の 2 1	落合	藤尾 の 2	藤尾
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

一之瀬川	三之瀬西沢	三之瀬東沢	二之瀬川 1	二之瀬川 2	大山石沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

北杜市					市町村名
宮川 5	宮川 4	宮川 3	宮川 2	宮川 1	土砂災害警戒区域の名称
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)					土砂災害警戒区域の表示

甲川 7	甲川 6	甲川 5	甲川 4	甲川 3	甲川 2	甲川 1	泉川 7	泉川 6	泉川 5	泉川 4	泉川 3	泉川 2	泉川 1	宮川 10	宮川 9	宮川 8	宮川 7	宮川 6
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

北杜市													市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)
泉川	泉川	泉川	泉川	泉川	泉川	泉川	泉川	宮川	宮川	宮川	宮川	宮川	宮川	1	土石流	
7	6	5	4	3	2	1	10	8	5	3	2	1				
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流				

甲川	甲川
9	8
土石流	土石流

山梨県告示第百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所並びに中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市 韮崎市・甲斐市							市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
権現沢	権現沢	権現沢	権現沢	権現沢	権現沢	権現沢	1	土石流		
7	6	5	4	3	2	1				
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流				

甲川	甲川	甲川	甲川
9	6	4	3
土石流	土石流	土石流	土石流

平成二十三年三月十四日

土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
道志村	長又 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	長又 2	急傾斜地の崩壊	
	長又 3	急傾斜地の崩壊	
	長又の2	急傾斜地の崩壊	
	長又の3	急傾斜地の崩壊	
	長又の3	急傾斜地の崩壊	
	長又の2	急傾斜地の崩壊	
	長又の3	急傾斜地の崩壊	
	長又の3	急傾斜地の崩壊	
	長又の4	急傾斜地の崩壊	
	長又の4	急傾斜地の崩壊	
	長又の4	急傾斜地の崩壊	
	長又の4	急傾斜地の崩壊	
	上白井平	急傾斜地の崩壊	
	白井平	急傾斜地の崩壊	
	白井平の2	急傾斜地の崩壊	
	板橋	急傾斜地の崩壊	
	上中山	急傾斜地の崩壊	
	中山	急傾斜地の崩壊	
	道坂 1	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示
権現沢 12	権現沢 11	権現沢 10	権現沢 9
権現沢 8	権現沢 7	権現沢 6	権現沢 5
権現沢 4	権現沢 3	権現沢 2	権現沢 1
権現沢 12	権現沢 11	権現沢 10	権現沢 9
権現沢 8	権現沢 7	権現沢 6	権現沢 5
権現沢 4	権現沢 3	権現沢 2	権現沢 1
権現沢 12	権現沢 11	権現沢 10	権現沢 9
権現沢 8	権現沢 7	権現沢 6	権現沢 5
権現沢 4	権現沢 3	権現沢 2	権現沢 1

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示
市	権現沢 12	権現沢 10	権現沢 9
	権現沢 8	権現沢 7	権現沢 6
	権現沢 5	権現沢 4	権現沢 3
	権現沢 2	権現沢 1	権現沢 1
	権現沢 12	権現沢 10	権現沢 9
	権現沢 8	権現沢 7	権現沢 6
	権現沢 5	権現沢 4	権現沢 3
	権現沢 2	権現沢 1	権現沢 1
	権現沢 12	権現沢 10	権現沢 9
	権現沢 8	権現沢 7	権現沢 6
	権現沢 5	権現沢 4	権現沢 3
	権現沢 2	権現沢 1	権現沢 1

山梨県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

釜之前 2	釜之前 1	上神地 2	上神地 1	三ヶ瀬 の2	三ヶ瀬	草久保 2	草久保 1	板橋	白井平	長又 の3	長又 の2	長又	川原畑 の2	川原畑	神地	中神地 2	中神地 1	道坂 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

飯橋沢	井出入沢	桐久保沢	御正沢 2	御正沢 1	菅指沢	マナイタクラ沢	持萩沢	飯沢	三ヶ瀬川 2	三ヶ瀬川 4	三ヶ瀬川 3	東沢 2	東沢 1	三ヶ瀬川 1	むじな沢	中神地沢	川原畑
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

東神地沢	越路沢	岡満沢	寺の沢	宮ノ沢	野竹沢	釜の前沢	唐沢	平久住沢	神地沢 2	神地沢 1	中山沢	上中山東沢	マゴメ沢	掛水沢	川村沢	草久保沢	板橋下沢	マオ一沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

道志村									市町村名								
長又の4 2	長又の4 1	長又の3 2	長又の3 1	長又の2	長又の3	長又の2	長又の1	長又の1	土砂災害特別警戒区域の名称	油沢	板橋沢	下善之木沢	板橋下沢	白井沢	変殿沢	長又上沢	土石流
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)									土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項								

草久保 1	板橋	白井平	長又 の3	長又 の2	長又	川原畑の2	川原畑	神地	中神地 2	中神地 1	道坂 2	道坂 1	中山	上中山	板橋	白井平の2	白井平	上白井平
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

御正沢 1	菅指沢	マナイタクラ沢	持萩沢	飯沢	三ヶ瀬川 2	三ヶ瀬川 4	三ヶ瀬川 3	東沢 2	東沢 1	三ヶ瀬川 1	中神地沢	釜之前 2	釜之前 1	上神地 2	上神地 1	三ヶ瀬 の2	三ヶ瀬	草久保 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

岡満沢	寺の沢	宮ノ沢	野竹沢	釜之前沢	唐沢	平久住沢	神地沢 2	神地沢 1	上中山東沢	マゴメ沢	川村沢	草久保沢	板橋下沢	マオ一沢	飯橋沢	井出入沢	桐久保沢	御正沢 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

越路沢	東神地沢	油沢	長又上沢	白井沢	板橋下沢	下善之木沢	板橋沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年三月十四日
- 二 指定道路の位置
都留市田野倉字桃園五二三番一〇
- 三 指定道路の幅員
四・五メートル
- 四 指定道路の延長
三五・〇メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

山梨県公安委員会告示第二十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

山梨県公安委員会

委員長 真田幸子

別表第三中

二三三	町道 下三条 大津線	中巨摩郡玉穂町下河東二、二七七番地先（深沢組倉庫南側）から中巨摩郡玉穂町下河東二四一番地の一先（今川橋東詰）まで （一、一六〇メートル）	大型自動車、 大型特 殊自動 車	終日	南甲府	平一一・八・三〇 告示 第三七号
-----	------------------	-------------------------------------------------------------------------	---------------------------	----	-----	------------------------

二三三	市道	中央市下河東九三七番地先から中央市下河東二四一番地一先（今川橋東詰）まで（四九〇メートル）	大型自動車、 大型特 殊自動 車	終日	南甲府	平成二三年三月一 四日 告示第二十九号
-----	----	-----------------------------------------------	---------------------------	----	-----	---------------------------

に改める。

別表第十中

五、三八〇	市道	都留市大幡一、六六二番地一先（十字路交差点）		三	大月	平成二三年一月 三十一日 告示第一号
-------	----	------------------------	--	---	----	--------------------------

を

五、三八〇	市道	都留市大幡一、六六二番地一先（十字路交差点）	三	大月	平成二三年一月 三十一日 告示第一号
五、三八一	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五七九番地三先（丁字路交差点）	二	南甲府	平成二三年三月 一四日 告示第二十九号

に改める。

別表第十六中

一一、四九四	町道	中巨摩郡昭和町常永土地画整理地内一 九街区八画地先（丁字路交差点・東進車両）	南甲府	平成二二年四月 八日 告示第三七号
--------	----	----------------------------------------	-----	-------------------------

一一、四九四	削除		南甲府	平成二三年三月 一四日 告示第二十九号
--------	----	--	-----	---------------------------

一一、五七二	県道高畑谷村 停車場 線	都留市金井六八番地一先（丁字路交差点・南進車両）	大月	平成二三年一月 三十一日 告示第一号
--------	--------------------	--------------------------	----	--------------------------

一一、五七二	県道高畑谷村 停車場 線	都留市金井六八番地一先（丁字路交差点・南進車両）	大月	平成二三年一月 三十一日 告示第一号
一一、五七三	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五	南甲府	平成二三年三月

を

に

を

		一八番地一先(十字路交差点・南進車両)		一四日 告示第二九号
一一、五七四	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五三八番地一先(十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十三年三月一四日 告示第二九号
一一、五七五	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五二七番地一先(十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十三年三月一四日 告示第二九号
一一、五七六	町道	中巨摩郡昭和町上河東一〇三番地一先(十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十三年三月一四日 告示第二九号
一一、五七七	町道	中巨摩郡昭和町河東中島一、五九二番地一先(十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十三年三月一四日 告示第二九号

に改める。